

## ふくしま ZEH (F-ZEH) 推進事業補助金に関するQ & A

【分野】	-----	ページ
1	補助事業全般に関すること	----- 1
2	補助対象者に関すること	----- 2
3	補助対象事業に関すること	----- 4
4	事務手続き、提出書類に関すること	----- 10

### 【1 補助事業全般に関すること】

Q1 この補助事業の目的は。

A1 福島県内にふくしま ZEH (F-ZEH) (以下「F-ZEH」という。) 又はふくしま ZEH+ (F-ZEH+) (以下「F-ZEH+」という。) の基準を満たした戸建て住宅を新築又は購入する費用を支援することを目的としています。

Q2 補助金に係る書類提出先・問い合わせ先は。

A2 本補助金に関する書類提出及び問い合わせ先は、「一般財団法人ふくしま建築住宅センター本部」です。

#### 【書類提出先・問い合わせ先】

〒960-8061

福島市五月町4-25 福島県建設センター4階

電話：024-573-0118 FAX：024-573-0160

E-mail：fkc-ene@fkc.or.jp

申請書は、本部でのみ受け付けます。事業に関する問い合わせ、相談は本部の他、以下のセンター事務所でも受け付けます。

【問い合わせ先】

事業所名	住所	連絡先
ふくしま建築住宅センター本部	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター4階	024-573-0118
県北事務所	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター1階	024-573-0121
県中事務所	〒963-8851 郡山市開成五丁目10-5	024-995-5022
いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 いわき建設会館3階	0246-35-1050
会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1-17	0242-38-3611

【2 補助対象者に関すること】

Q3 この補助事業の対象となる者は。

A3 次の要件を全て満たす個人が対象となります。会社法人は対象となりません。

- ① 補助対象住宅の所有予定者又は建築主
- ② 県税について滞納がない者

【3 補助対象事業に関すること】

Q4 ZEH とは何か。

A4 ZEH とは、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスのことであり、「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、快適な住環境を備えながら大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」のことをいいます。

詳しくは、本補助金交付事務取扱要領の第2条(1)をご確認ください。

Q5 ZEH+とは何か。

A5 ZEH+とは、「ZEHの省エネ性能を更に向上させるとともに、設備の効率的な運用等による自家消費拡大を目指すZEH」のことをいいます。  
詳しくは、本補助金交付事務取扱要領の第2条(2)をご確認ください。

Q6 現在、ふくしまZEH(F-ZEH)住宅の建築工事をしているが、補助の対象となるか。

A6 事業の着手が令和8年5月18日以降であり、交付申請時に事業が完了していなければ、補助対象となります。  
なお、事業の「着手」及び「完了」については、「ふくしまZEH(F-ZEH)推進事業補助金募集案内(令和8年度)」「6 事業期間」をご確認ください。

Q7 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか。

A7 次に掲げる事項のいずれかをもって、事業の着手とします。  
① 住宅を新築する事業の場合は、当該住宅の工事請負契約の締結  
② 住宅を購入する事業の場合は、当該住宅の売買契約の締結  
本事業の着手日とは、上記①又は②の当初契約の締結日で判断します。

Q8 いつまでに事業を完了すればよいのか。

A8 実績報告書の提出期限は令和9年1月29日です。書類作成期間を考慮のうえ、事業を完了してください。

Q9 アパートやマンションは対象となるか。

A9 対象となりません。また、長屋も対象になりません。

Q10 店舗との併用住宅だが、補助対象になるか。

A10 本補助の対象となる住宅には、併用住宅も含まれます。

ただし、住宅の用途に供する部分の床面積が、建築物全体の延べ面積の1/2以上である場合に限りま

Q11 増築・改築は対象となるか。

A11 増築は対象となりません。

既存戸建て住宅を解体して同じ敷地内に改築する場合は対象となります。なお、既存住宅を別敷地へ移転する場合は対象となりません。

Q12 戸建て建売住宅を購入する場合、補助対象となる要件は。

A12 県内に交付申請者が常時居住するために購入する住宅であり、以下の要件を全て満たすものです。

- ・ 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付日又は住宅瑕疵担保履行法付保険証書の交付日の前に売買契約を締結したもの
- ・ 売買契約の締結が令和8年5月18日以降のもの
- ・ 人が居住したことのないもの

また、補助金交付申請書の提出時に補助金対象事業が完了している場合は、応募できませんのでご注意ください。

Q13 申請時に土地が法人名義になっている場合でも申請は可能か。

A13 土地の所有者については問いませんので、申請は可能です。

ただし、借地権等土地の権利関係が明確となっていることが条件となります。

Q14 ZEH の設計、建築や販売を行おうとする事業者は、県にビルダー登録する必要があるか。(国補助金の ZEH ビルダー登録のような制度はあるか。)

A14 県には、国補助金の ZEH ビルダーのような登録制度はありませんので、必要ありません。

Q15 設置する太陽光発電パネルの容量に制限はあるか。

A15 余剰買取方式であれば、制限はありません。

#### 【4 事務手続き、提出書類に関すること】

Q16 申請すれば、必ず補助が受けられるのか。

A16 いいえ。申請いただいた際に募集戸数を超えている場合のほか、交付申請が受理された場合でも、申請内容のとおり事業が実施できなくなった場合などは、補助が受けられません。

Q17 交付申請時に「申請する住宅の所在地」が確定していない場合は、どのように申請書に所在地を記入すればよいか。

A17 申請する住宅の建設予定地は確定してください。分筆や区画整理等で建築予定地の地番が確定していない場合は、分かる範囲で住所を記入してください。

Q18 申請書の申請者の住所は、現住所を書くのか。それとも転居後の住所か。

Q18 住民票に記載されている現住所を記載してください。

Q19 交付決定前に建築確認申請、ZEH 評価の申請を行うことは可能か。

A19 可能です。

Q20 提出する契約書（写し）はどのようなものでもよいのか。

A20 契約書に記載された、発注者名（請負契約の場合）又は購入者名（売買契約の場合）は、交付申請者と同じでなければなりません。なお、発注者又は購入者が複数名である場合は、代表者が交付申請者となります。

契約書により、契約締結日のほか、印紙（割印）、当事者の所在地及び氏名又は名称、当事者の押印、補助対象住宅の物件名を確認します。

Q21 実績報告までに、導入した ZEH に居住していなければならないか。

A21 いいえ。そのような条件はありません。

Q22 センターへの申請書類の押印は必要か。

A22 不要です。

ただし、完了実績報告書の添付書類である「確約書」には、申請者本人の署名が、「建築士による F-ZEH 工事内容確認書」及び「建築士による F-ZEH+工事内容確認書」については、建築士の押印が必要となります。

Q23 交付決定後に、当初の完了予定日までに事業が完了しない見通しとなった場合、どうすればよいですか。

A23 速やかにセンターへご相談ください。

Q24 交付申請から交付決定まで、どれくらいの期間を要するか。

A24 速やかに交付決定の手続きを行いますが、交付申請書類に不足・不備等がある場合は交付決定できませんので、申請者は速やかな不足・不備等の対応をお願いします。なお、提出書類に不足・不備等がある場合は不足・不備等が是正された日が受理日となり、是正の間に他の申請が受理される場合があります。

Q25 導入した設備は何年使用しなければならないのか。途中で故障した場合は廃棄できないのか。

A25 交付申請者は、補助事業により取得し、又は、更新した設備等（以下「財産」という）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。補助金の交付を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

また、知事が定める期間（耐用年数期間）を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。（当該財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付することとなります。）

※ 当該財産について、移転、更新又は主要機能の変更を伴う改修等を実施する前に、知事に届け出てください。

Q26 県税に未納がないことの証明書はどうやって手に入れるのか。

A26 納税証明書は各地方振興局県税部で交付しています。

証明事項は「県税に未納（課税）がないこと」を選択してください。

地方振興局一覧

県税の窓口	所在地	連絡先
県北地方振興局 県税部	福島市杉妻町 2-16 (県庁北庁舎 4 F)	024-521-2680
県中地方振興局 県税部	【現所在地】 郡山市麓山 1-1-1 (郡山合同庁舎内) 【移転後】 郡山市南一丁目 94 (郡山合同庁舎(新庁舎)内) ※令和 8 年 6 月 22 日から	024-935-1235
県南地方振興局 県税部	白河市昭和町 269 (白河警察署の近く)	0248-23-1512
会津地方振興局 県税部	会津若松市追手町 7-5 (会津若松合同庁舎内)	0242-29-5235
南会津地方振興局 県税部	南会津町田島字根小屋甲 4277-1 (旧南会津郡役所)	0241-62-5212
相双地方振興局 県税部	南相馬市原町区錦町 1-30 (南相馬合同庁舎内)	0244-26-1123
いわき地方振興局 県税部	いわき市平字梅本 15 (いわき合同庁舎内)	0246-24-6024

Q27 福島県からの課税がなかったため、納税していない。この場合、県税の納税証明書の提出は必要か。

A27 課税がなかった場合も納税証明書の提出は必要です。課税がある場合と同様に、証明事項は「県税に未納(課税)がないこと」を選択してください。

Q28 交付申請後に、本補助金と併用できない他の補助金を受けることとなったが、交付申請の変更手続きが必要か。

A28 本補助金と併用できない他の補助金を受けることとなった場合は、本補助金の中止(廃止)の手続きが必要です。速やかにセンターへご相談ください。

Q29 交付申請後に、着工した ZEH に計画の変更があった。この場合、交付申請の変更手続きが必要か。

A29 計画の変更により、住宅の床面積や補助対象設備の仕様等に変更が生じた場合は、変更申請の手続きが必要です。  
変更工事に着手する前に、速やかにセンターへご相談ください。

Q30 変更により ZEH の BELS 評価書の変更手続きを行ったが、完了実績報告書に添付する ZEH の評価書は変更前の分も必要か。

A30 変更後の BELS 評価書のみで差しつかえありません。